別表七「災害のやんだ日」を「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」に改め、同表の記載要領第四号中「による損失」の次に「又は震災特例法第16条の3第1項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用に係る損失」を加える。

別表十「一」を次のように改める。

別表十（一）　沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号若しくは第2項又は旧効力措置法第60条第1項の表の第3号の区分 （第1号（情報通信産業特別地区） 第2号（国際物流拠点産業集積地域） 第2項（経済金融活性化特別地区） 旧第3号（金融業務特別地区））	1	第1号・第2号・第2項・旧第3号	特別控除額の計算	(1)2号の場合が第1号又は第	特別控除額 (8)	9	円
設立年月日		2	平　・　・			人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10	
認定法人としての認定を受けた日		3	平　・　・		(1)が旧第3号の場合	人件費基準額 (10)×20/100	11	
事業種目		4				特別控除額 ((8)と(11)のうち少ない金額)	12	
所得基準額の計算	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円		(1)が第2項の場合	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	13	人
	軽減対象所得金額	6				常時使用する従業員の総数	14	
	(5)と(6)のうち少ない金額	7				従業員割合 (13)/(14)	15	
	所得基準額 (7)×40/100	8				特別控除額 (5)×40/100×(15)	16	円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）